

鴨川市ふるさぽーと寄附金（ふるさと納税）謝礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による鴨川市への寄附の促進を図るとともに、「ふるさと鴨川」の魅力発信、地元特産品等のPR及び販売促進等による地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的として、市外在住の寄附者に贈呈する商品やサービス（以下「謝礼品」という。）の募集を行う。

2 事業者の要件

下記の要件にすべて適合する事業者であること。

(1) 市内に本社（本店）、支店（支社）、事業所、工場のいずれかを有する法人又は個人事業者（生産者組合、同業者組合等複数の事業者が合同で事業を行う団体を含む。）。

ただし、市内で生産された原材料に生産、製造、加工を行い、市の魅力発信を行っているものと認められる場合は、市外の事業者も可とする。

(2) 各種法令、条例等に沿った生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 代表者等が、鴨川市暴力団排除条例（平成24年鴨川市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

3 募集する謝礼品

(1) 要件

① 市の魅力を発信できる謝礼品と認められるものであること。

② 市内で生産、製造、加工、サービスの提供等、いずれかが行われている商品であること。ただし、市外で製造又は加工されるものであっても、その主要な部分が市内で生産された原材料を使用しているものは可とする。

③ 受注後、速やかに発送することが可能で、品質及び数量の面において安定した供給が見込めるものであること。ただし、数量、期間を限定とした謝礼品については、この限りではない。

④ 食料品については、寄附者に到着後5日間程度の賞味期限が保証されること。

ただし、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮が可能であれば、この限りでない。

また、生花等、時間の経過により著しく利用価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

⑤ 宿泊、体験、食事等サービスの提供については、利用申込後1年程度の有効期間を設けること。

⑥ 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守し、違反していないものであること。

⑦ その他、総務省の定める「地場産品に関する基準」を満たすと認められるもの。

(2) 謝礼品の価格

① 謝礼品の価格は、商品代に梱包料、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

② 謝礼品の発送は、原則、市からふるさと納税に関する業務を受託した事業者が指定する配送事業者により行うこととし、その送料は市が負担する。

③ 受付寄附金額は、次により算出した額を下限額とする。

謝礼品の価格 ÷ 3 × 10 (千円未満切り上げ)

4 謝礼品の応募受付、配送管理等の委託先

市では、事務の効率化を図るとともに、魅力ある謝礼品の掘り起こしや情報発信の強化等による寄附の拡充を図るため、謝礼品の応募受付や提案の相談、配送管理、ポータルサイトの運営、問い合わせ窓口の設置といった、ふるさと納税に関する一連の業務を鴨川観光プラットフォーム株式会社（以下「鴨川市ふるさと納税事務局」という。）に委託している。

5 応募方法

別紙「鴨川市ふるさと納税謝礼品登録書」に必要事項を記入のうえ、商品の画像等を添付し、鴨川市ふるさと納税事務局に提出する。

鴨川市ふるさと納税事務局（鴨川観光プラットフォーム株式会社）

住所：〒296-0001 千葉県鴨川市横渚1459-5

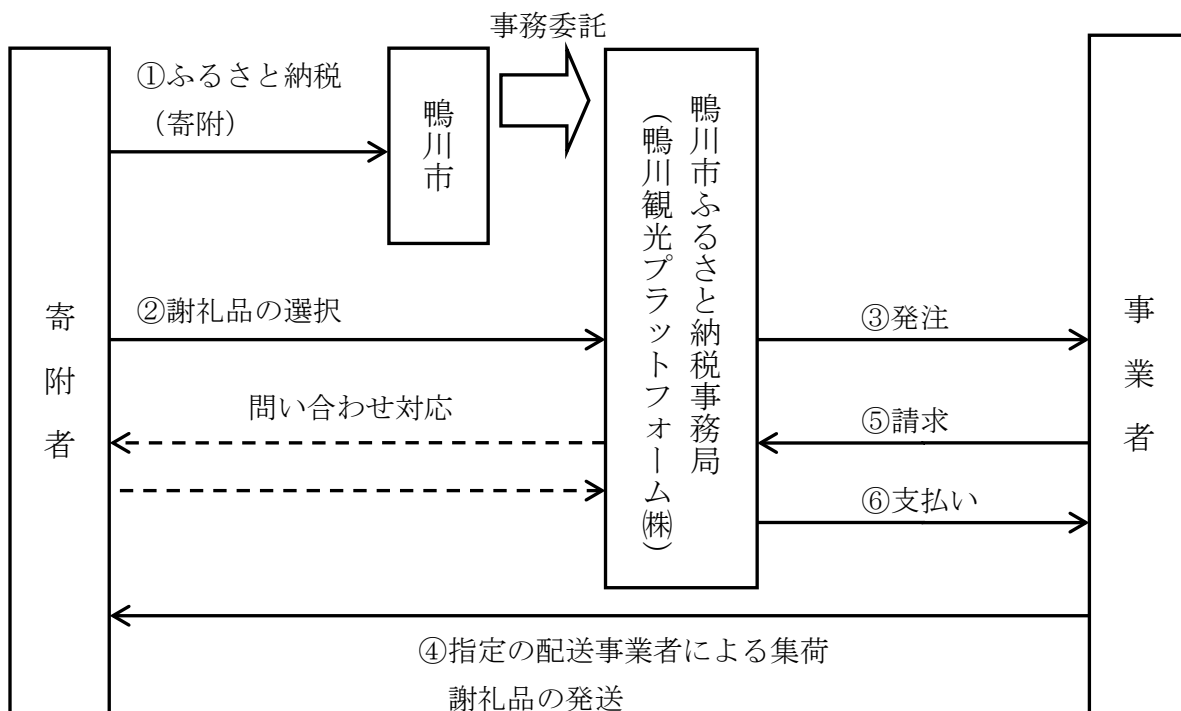
電話：04-7096-7030 FAX：04-7093-2462

メール：furusato@kamotabi.co.jp

6 選考・承認

本要項等に基づき、鴨川市ふるさと納税事務局において、ふるさと納税に対する謝礼品として適当と認められるかを総合的に判断し選考した上で、市の承認をもって決定する。

7 謝礼品送付の流れ（イメージ）



8 その他留意事項

- (1) 事業者は、承認を受けた謝礼品を変更又は辞退する場合や発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には、速やかに鴨川市ふるさと納税事務局へ報告するものとする。
- (2) 事業者は、謝礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容等について鴨川市ふるさと納税事務局へ報告するものとする。また、品質等による補償やクレーム対応については、市及び鴨川市ふるさと納税事務局は一切の責任を負わない。
- (3) 事業者は、寄附者等の個人情報について厳重に取り扱うとともに、謝礼品の送付業務以外の目的に利用してはならない。(謝礼品の発送時にパンフレット等を同封することは可)

ただし、改めて寄附者から直接事業者の商品の申込等があったことにより入手した個人情報の対象外とする。

(4) 次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 応募内容に虚偽があったとき。
- ② 事業者及び謝礼品が本要項の2及び3に定める要件に適合しなくなったとき。
- ③ 市及び鴨川市ふるさと納税事務局及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

(5) 謝礼品の送付等の業務に当たり、鴨川市ふるさと納税事務局から必要な書類の提出、画像等の提供について依頼があった場合は、別途、対応すること。

9 問い合わせ先

鴨川市ふるさと納税事務局（鴨川観光プラットフォーム株式会社）

住 所：〒296-0001 千葉県鴨川市横渚1459-5

電 話：04-7096-7030

FAX：04-7093-2462

メール：furusato@kamotabi.co.jp